

韮崎市が設置する学校に係る部活動の方針

平成31年2月 策定
平成31年4月 1日 実施
令和5年6月12日 改訂
令和6年5月23日 改訂

本方針策定の趣旨等

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者(以下「部活動顧問」という。)の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、本県のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

【運動部活動の意義】

- 心身をリフレッシュさせるだけでなく、仲間とともに自主的・自発的に行う活動が多くの生徒に喜びと生きがいをもたらし、学校生活を豊かで充実したものにする。
- スポーツの専門的技術や知識を身に付け、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育てるとともに、体力の向上と健康の増進を図る。
- 学級や学年を離れた集団の中で、互いに認め合い、励まし合い、高め合いながら自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育成する。
- 共通の目標に向かって努力する過程を通じて、顧問と生徒、生徒同士の信頼関係が深まり、教員にとっても、生徒理解をより深めるための重要な機会である。
- 運動部活動の充実により、生徒一人一人の教育活動全般への意識が高まり、学校全体が活性化する。
- 競技力の向上や、スポーツの普及・発展に重要な役割を果たす。

【文化部活動の意義】

- 仲間と共に自主的・自発的に行う活動が多くの生徒に喜びと生きがいをもたらし、学校生活や将来の人生を豊かで充実したものにする。
- 学級や学年を離れた集団の中で、互いに認め合い、励まし合い、高め合いながら自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育成する。
- 共通の目標に向かって努力する過程を通じて、顧問と生徒、生徒同士の信頼関係が深まり、教員にとっても、生徒理解をより深めるための重要な機会である。
- 文化部活動は、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有する。

しかしながら、少子化の進行、学校規模の縮小、教員数の減少や高齢化に伴う負担増など、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは困難となってきている。

また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しい状況となっている。

生徒が生涯にわたって豊かな人生を実現する資質・能力を育む基盤として部活動を持続可能なものとするために、部活動の在り方について必要な見直し、改善等を図る必要がある。

そのため「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)及び「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和5年12月山梨県教育委員会)(以下、「県ガイドライン」という。)に則り、本市における部活動指導・運営に係る体制や休養日・活動時間の基準の設定等を整備することで、生徒・教職員の負担が過度とならないようにするとともに、学校や地域の実態に応じて効果的に実施される部活動を目指すものとする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 校長は、学校教育目標の実現に向けて、県ガイドライン及び本方針に則り、学校組織全体で部活動指導の目標や運営方針を検討し、毎年度「学校部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。

公表する場の設定例(県ガイドライン参照)

- 学校運営協議会や PTA 総会等で学校経営方針とともに、学校部活動に係る活動方針を説明する。
- 「学校部活動に係る活動方針」をホームページ等へ掲載する。
- 授業参観や学級懇談会など、保護者が集まる機会に、部活動単位の懇談会等を設定して、活動計画について説明を行い、保護者への理解と協力を求める。

イ 部活動顧問は、「学校部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

部活動顧問は、年間の活動計画の策定に当たっては、生徒との意見交換等を通じてニーズや意見を把握するとともに、生徒の主体性を尊重した上で策定するものとする。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教師だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 韮崎市教育委員会(以下、「市教育委員会」という。)は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

オ 市教育委員会及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和 2 年文部科学省告示第 1 号)に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

カ 市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。校長は、部活動指導員が十分に確保できない場合には、外部指導者を配置し、必ずしも教師が直接休日の指導や大会等の引率に従事しない体制を構築する。

キ 市教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰(暴力)やハラスメント(生徒の人格を傷つける言動)は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1)適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、「運動部活動での指導のガイドライン(平成25年5月文部科学省)」等に則った指導を行う。県教育委員会及び市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の活動がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の活動が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準とする。

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、シーズン期(教育内大会 4 週間前)の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。)
- ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ③ 生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週休日を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

[留意点]

- ・「きずなの日」は休養日とし、教師と生徒がふれあう時間を創出する。
- ・定期試験前後の一定期間は休養日とし、生徒が学習時間を確保できるよう配慮する。

休日等の設定例(県ガイドライン参照)

- 土曜日及び日曜日に教育内大会へ出場するため、翌週に休養日を設定する。
- 夏季休業中は、5日間の長期休養期間を設定する。

イ 文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、運動部活動の基準と同様とする。

ウ 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、県ガイドライン及び本方針に則り、各学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫を行う。例えば、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 市教育委員会及び校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

環境整備の具体的な例(県ガイドライン参照)

- 運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなく、障害の有無や年齢などに関わらず一緒に活動できるレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等。
- 文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等。

イ 市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 市教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5 学校部活動の地域連携

ア 市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場(協議会等)を設ける。

イ 市教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ 市教育委員会及び校長は、地域のスポーツ・文化芸術団体と連携し、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ・文化芸術環境の充実を図る。

エ 市教育委員会は、地域のスポーツ・芸術団体と協力し、部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組を推進するものとする。

オ 市教育委員会及び校長は、休日に限らず平日においても、できることから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

カ 市教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 学校体育団体※₁、学校文化団体※₂、県教育委員会及び市教育委員会は、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、中学校の生徒が参加する大会数の上限の目安を定める。

各学校の部活動が参加する大会等の数の上限の目安等を以下のとおりとする。

学校部活動が参加する大会は、学校体育団体及び学校文化団体の主催もしくは共催する大会とする。それ以外の大会・コンクール及び地域の行事・催し等への参加については、本方針の趣旨等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、校長は参加する大会等を精査する。

イ 校長は、前記アの目安等を踏まえ、参加する大会・コンクールや地域の行事、催し等を定める。

7 安全管理と事故防止

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動における安全管理について、事故の未然防止や事故発生時の対応など、適切な措置が講じられるよう徹底するとともに、生徒に対して安全に関する指導を行う。

イ 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、平素から、生徒一人ひとりの健康管理に努める。

※1 山梨県小中学校体育連盟等の団体

※2 山梨県吹奏楽連盟等の団体